

関する件

(第一報)

首報号衝年議既報後ノ状況左記ノ如クニシテ
未ク解決ノ端老認メテハルニテ又カ爾ノ會見日ヲ
追ッテ繁ク其模様亦氣滑ヲ加ヘ悪化ノ徴候ナリ
ト雖引続々最密視察中

一記

一十六日會見顛末

午後一時四十分四葉園代表安藤宗大、即尾
木三男外五名ハ會見此訪向大畑工務局長吉田
房務深長ト會見左ノ回答ヲ受ケ更ニ十八
日午後一時ヨリ再會見約ニ午後四時五十分
辭去ヤリ

回 答

第一系 成心ニテ速ニ實施スベシ

第二系 仍舊其條約精神ヲ以テ示シテ不得要

領ニ終ル

第三系 第二系同新

第四系 公休日附具ノ件

(一) 一般ノ慣習ニ從ヒ其法會ヲ行フ者ナリ

(二) 父母妻子ノ場合ニ對シテハ年議解決後一ヶ月

以内ニ實施スベシ

(三) 例示ノ上回答スベシ

第五系 年議解決後一ヶ月以内ニ實施スベシ

第六系 第一系中ニ含マル、又ト認ムルヲ以テ回

答ノ限リニアラズ

第七系 各方面ヨリ考慮ヲ要スル尚早ナルヲ以